

学校開放に係る団体登録の見直しについて

1. 事業概要等

- ◆『学校教育法』第 137 条、『豊島区立学校設備使用条例』等に基づき、放課後や土日の校庭や体育館等を、学校教育上支障のない範囲で地域団体が使用している。
- ◆地域団体のうち、定期的に継続して使用する団体は『豊島区立学校設備を定期的に継続して使用する団体に関する要綱』に基づき、毎年 10～12 月に次年度の登録手続きを行う。
- ◆団体登録を行うことで、毎月 10 日までにを行う利用者協議会にて、翌月の利用日を優先的に調整する。
(未登録の団体は、毎月 11 日以降に空いている日時を予約可能)
- ◆団体登録は、小・中学校それぞれ 1 校ずつ登録することができる。

2. 現状

令和 8 年度は、474 団体が登録し、学校施設を利用しているが、近年、登録団体が増加し、希望する日時に利用しづらくなっている。なかでも体育館を利用する団体だけが増加し続けている。

| 施設名 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 |
|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 教室 | 19 | 16 | 15 | 13 | 11 | 9 |
| 校庭 | 97 | 99 | 101 | 99 | 98 | 95 |
| 体育館 | 309 | 306 | 314 | 322 | 343 | 367 |
| 武道場 | 4 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 合計 | 429 | 424 | 433 | 437 | 455 | 474 |

※小中それぞれ 1 校ずつ登録している団体は「2」団体として集計している。

3. 対策(案)

[体育館団体の登録校を、小・中学校いずれか1校とする。]

- ◆令和 8 年度の 2 校登録団体は 62 団体、そのうち 41 団体が体育館登録団体である。
登録校を 1 校とすることで、団体数が 367→326 団体に減少する(1 校あたり 12.2 団体→10.8 団体)。
- ◆登録していない学校であっても、当該校の利用者協議会終了後(11 日以降)の空き枠は利用可能。
⇒2 校登録団体が 2 校で同頻度で使用することで、1 校登録団体の利用が過度に圧迫されないよう、
利用機会のバランスを回復し、各団体が納得感を持って利用できる状態にする必要がある。

4. 今後のスケジュール(案)

- 令和 8 年 7 月 各団体、学校開放管理員等への周知
- 令和 8 年 9 月 区要綱改正
- 令和 8 年 10 月 令和 9 年度向け登録受付開始